

中国天台における『観音経』(『法華経』観世音菩薩普門品)の注釈について

菅野博史

はじめに

『観音経』は鳩摩羅什訳『妙法蓮華経』(以下、『法華経』)と略記する場合もある)の観世音菩薩普門品(以下、観音品と略称する場合もある)第二十五を別行させた経典である。曇無讖(二三八五四三三)が河西王沮渠蒙遜(三六八―四三三)の病を観世音の念誦によって癒やしたことによつて、観音品が別行されて流行したと、『観音玄義』は伝えている。⁽¹⁾この伝説の真偽は不明であるが、現存最古の経録である『出三蔵記集』は

『観音経』の別行本の存在を示している。⁽²⁾

このように『観音経』はもともと『法華経』の一部であるから、『法華経』の随文釈義の注釈書には、『観音経』＝観世音菩薩普門品の注釈を含むことになる。実際に、道生(三五五頃―四三四)の『妙法蓮華経疏』、法雲(四六七―五二九)の『法華義記』、吉蔵(五四九―六二三)の『法華玄論』、『法華義疏』、『法華統略』、智顛(五三八―五九七)・灌頂(五六―一六三二)の『法華文句』、基(六三二―六八二)の『法華玄贊』などは観音品の注釈を含んでいる。また、本稿が考察

する『観音玄義』、『観音義疏』のように、別行本の『観音経』を独立に扱った注釈書もある。

そもそも『法華経』に基づくさまざまな信仰形態には、『法華経』の読誦、書写、聞法、講義、焼身供養、瞑想などがあり、上記の高僧大徳による学問的な注釈書以外の幅広い信仰形態が出現した。とくに、早い時期から観音信仰とその現世利益を説く応驗譚が出現したことは忘れてはならない。

中国において、各種の応驗記が著わされたが、その最も早い例は、観音菩薩に関するものであった。応驗記とは、仏・菩薩が衆生救済のためにこの世に応現した証験の記録という意味である。仏・菩薩の応現を受けた凡夫の側からいえば、仏・菩薩の信仰による功德の体験が記されることになる。『観音経』には、具体的な十二種の功德（七難を免れること、三毒から離れること、男の子と女の子を授かることを合わせる）が説かれる。観音菩薩に関連する応驗記については、中国で長く散逸していた陸杲（四五九―五三二）の『繫観世音応驗記』が日本の青蓮院吉水蔵に所蔵されているこ

とが報告され、牧田諦亮氏によってまとめられた研究が公開された。⁽⁴⁾ 陸杲『繫観世音応驗記』には、傅亮（三七四―四二六）の手になる七箇条、劉宋の張演（五世紀前半）の手になる十箇条、陸杲の手になる六十九箇条の観世音菩薩の靈驗譚が含まれているのである。これらの靈驗譚は、言うまでもなく、観音菩薩の十二功德と関連のあるものが多い。

なお、書名に観音の名は出ないが、王琰撰『冥祥記』（断片のみ。魯迅『古小説鈎沈』に収録）や唐臨撰『冥報記』三卷（永徽年中「六五〇―六五五」に成立）などにも観音菩薩の靈驗が記されているし、恵祥『弘贊法華伝』十卷、僧詳『法華伝記』十巻にも観音菩薩の靈驗が含まれている。

本稿では、中国天台における『観音経』の注釈について、簡潔に紹介する。この分野の研究は、中国、日本において、あまり多いとはいえない。

一 『観音玄義』について

中国天台の『観音経』に関する注釈には、『観音玄

義』二卷、『観音義疏』二卷、『法華文句』の観音品注がある。他に『請観世音菩薩消伏毒害陀羅尼呪經』に對する注釈である『請観音經疏』がある。本章で取りあげる『観音玄義』の注釈書には、四明知礼（九六〇—一〇二八）の『観音玄義記』四巻がある。その後、明代に菩提庵聖行（生没年未詳）が『観音玄義』と『観音玄義記』の会本である『観音玄義記会本』四巻を崇禎四年（一六三二）に刊行した。⁵⁾ 会本は大変便利なものである。

(1) 『観音玄義』、『観音義疏』と吉蔵疏との関係

『観音玄義』は、『観音經』について、名・体・宗・用・教の五重玄義に基づいて解釈した注釈書である。本文中には、「大本玄義」、「大本玄」、「彼玄義」、「大本」などの表現で『法華玄義』を指示し、詳しい説明を『法華玄義』に譲っている箇所が十五カ所ほど見られる。これは、『観音玄義』が『法華玄義』の基礎の上に、改めて『観音經』について詳しく解釈したことを示している。また、『観音玄義』とは別に、随文釈

義の注釈書として『観音義疏』（後述）がある。もちろん『法華文句』は観音品の注釈を含んでおり、これが大正藏經で二頁弱であるのに対して、『観音義疏』は十五頁弱もある。しかし、『観音義疏』が『法華文句』の注を拡大発展させたものではなく、逆に『法華文句』の注が『観音義疏』を参照して書かれたことが、佐藤哲英氏によつて指摘されている。⁶⁾

『観音玄義』の冒頭には、「隋天台智者大師説、門人灌頂記」とあり、智顛の講説を、その弟子灌頂が記録したという体裁をとっており、この点、『法華玄義』、『法華文句』、『摩訶止観』などの智顛関連の著作の多くがとっている体裁と同じものとなっている。また、これも『法華玄義』と同じであるが、『観音玄義』巻上、「私難」（大正三四、八七八上二四）、同巻上、「私答」（同前、八七八上二七）、同巻下、「私用観十法界性徳修得善惡」（同前、八九〇上九）、同巻下、「私就普門品搜十普之義、証成此者」（同前、八九〇下六七）、同巻下、「私難此語」（同前、八九一上二六—二七）のように、五カ所に「私」という表現が見られる。これは、

形式的には、『観音玄義』の本文が智顛に由来するものであり、特定のこの箇所のみ灌頂が加えたことを示すものであるが、天台三大部に関するすぐれた文献学的研究を『天台大師の研究』において発表した佐藤哲英氏は、『観音玄義』に対してもすぐれた研究成果を同書で発表し、『観音玄義』が灌頂の著作であると推定している。⁽⁷⁾

そこで、佐藤氏の『観音玄義』の成立に関する研究の結論を要約する。第一に、「観音玄義は法華玄義にならって五重玄義の組織を立てたばかりか、法華玄義の名をあげ詳説をゆずった箇所が観音玄義に十五回、義疏(『観音義疏』——菅野注)が一回あるので、観音玄義が法華玄義を有力な指南書として成立したことは明了である⁽⁸⁾」とし、第二に、「観音玄義の积名單下には人法、慈悲等の十双をあげ、これが中心となって通釈の部分を構成しているが、この十双説は嘉祥の法華玄論における二十双、法華義疏における十双に関連をもっている⁽⁹⁾」とあり、第三に、「観音玄義のたものと考えられる」⁽⁹⁾とあり、第三に、「観音玄義の

普門积における十普門の説も、嘉祥の法華義疏の三普とつながりがあるかと思う⁽¹⁰⁾」とあり、第四に、「法華文句の普門品积には「別に私記両卷あり」とあるが、その、前半の品題积は観音玄義により、後半の随文积は観音義疏をうけているので、灌頂が法華文句を添削する際に、本疏を参照したことは明らかである⁽¹¹⁾」とあり、第五に、「本疏の成立年代は法華玄義の現行形態の成立(五九七―六〇二)以後、法華文句の添削(六二九)以前、すなわち西暦五九七―六二九年の間にして、嘉祥の法華玄論や法華義疏をも参照して述作されたものであるから、本疏の著者を智顛とみることは無理である⁽¹²⁾」とあり、第六に、「従って、本疏は智顛の講説を灌頂が筆録整理したというよりも、灌頂自身が七世紀の初頭に自ら筆をとって述作した灌頂の著作と見るべきものである⁽¹³⁾」とあり、第七に、「わが国の一部には、本疏を灌頂の著作とみる古来の伝承があり、京都禅林寺の如き古写本には『天台頂法師記』の撰号がある。これ本疏の灌頂撰述説を裏付けるものである⁽¹⁴⁾」とある。佐藤氏はこのような推定に基づい

て、『観音玄義』の有名な如來性惡思想の創唱者は、智顛ではなく、灌頂に帰すべきことを提案している。

さて、佐藤氏が指摘する⁽¹⁵⁾『観音玄義』の十双とは、卷上の「十義者、一人法、二慈悲、三福慧、四真応、五藥珠、六冥顯、七權実、八本迹、九縁了、十智断」⁽¹⁶⁾を指す。これが参照したと推定される吉蔵の『法華玄論』卷第十には、人法一双、本迹一双、三輪一双、名徳一双、内外一双、智慧功德一双、智断一双、顯密一双、慈悲一双、二身一双、權実一双、三業一双、三徳、浅深、二徳、神通示現、力無畏、四等四摂、解行、悲慧一双の二十双が説かれ、同じく吉蔵の『法華義疏』卷第十二には、人法一双、真応一双、内外一双、慈悲一双、珠葉一双、感応一双、世出世二双、神通示現一双、顯密一双、名徳一双の十双が説かれている。⁽¹⁸⁾

このように、『観音玄義』が吉蔵の影響を受けたとする佐藤説に対して、安藤俊雄氏は反論した。安藤氏は、『法華玄論』の二十双のうち、人法一双と三業一双を除く十八義が、『維摩經文疏』卷第三以降に出ることを発見し、むしろ吉蔵が『維摩經文疏』の影響を

受けたと推定したのである。⁽¹⁹⁾しかし、平井俊榮氏がこの安藤説に対して厳しく批判し、灌頂が智顛の死後、『維摩經文疏』に吉蔵の説を挿入した可能性のあることを指摘している。⁽²⁰⁾現在の学界では、平井説の方が有力であるように見なされている。

また、佐藤氏が指摘する⁽²¹⁾『観音玄義』卷下の十普とは、「一慈悲普、二弘誓普、三修行普、四断惑普、五入法門普、六神通普、七方便普、八說法普、九供養諸仏普、十成就衆生普」を指し、これが参照したと推定される『法華義疏』卷第十二には、他心普、神通普、説法普の三普が説かれている。⁽²³⁾ただし、佐藤氏は言及していないが、『法華義疏』の三普は、すでに初期の『法華玄論』卷第十にも、「一知他心普、二說法普、三神通普」⁽²⁴⁾と説かれている。

佐藤氏は、『観音玄義』を灌頂に帰すべきことを主張しているが、佐藤氏も認めているように、智顛には何回かの『観音經』の講義があったと推定されているので、灌頂が智顛に帰すべき何らかの講義を踏まえながら執筆したものと考えられる。ただし、灌頂の主

観的意識においては、智頭の『観音経』の講義は灌頂にとつて大きな存在であったために、特定の箇所のみ「私」という表現を加え、謙讓の意味を込めて、自分の付加した部分を灌頂が智頭から学んだと受けとめる部分と区別したのかもしれない。

(2) 『観音玄義』の構成と内容

次に、『観音玄義』の構成について説明する。⁽²⁵⁾冒頭に「序」とでもいふべき簡潔な文章があり、「観」「世音」「経」「普門」「品」という経題に対する略釈を示している。次に、『法華玄義』にならつて、釈名・出体・明宗・辯用・教相のいわゆる五重玄義によつて『観音経』を解釈すると述べている。第一の玄義の釈名が最も詳しく、他の四つの玄義はきわめて簡潔な記述である。

第一の釈名においては、人と法を合して明らかにする通釈と、人と法を個別に論じる別釈とに分ける。通釈については、列名・次第・解釈・料簡の四項に分けている。

第一項の列名においては、人法・慈悲・福慧・真応・業珠・冥顕・権実・本迹・縁了・智断の十義の名前を列挙している。

第二項の次第においては、十義の次第順序について、観と教それぞれに焦点をあわせて説明している。後者の教に焦点をあわせる場合については、通の義は省略され、別の義を明らかにしている。別の義については、五味と四教に焦点をあわせるのであるが、四教についての説明は省略されている。五味については、『華嚴経』・三蔵教・方等部の教・『般若経』・『法華経』・『涅槃経』それぞれにおける十義について説明している(それぞれの教において、十義の一部を明らかにすることを指摘している)。

第三項の解釈においては、十義を詳しく解釈している。第四項の料簡においては、十義について問答を展開している。とくに縁了を料簡する段落において、いわゆる如来性悪思想が示されている。⁽²⁶⁾

次に、別釈においては、「観世音」と「普門」を分けて、それぞれ解釈している。

「観世音」の解釈については、思議の境智、不思議の境智に分けている。前者の思議の境智については、さらに理外、理内に分けている。後者の不思議の境智については、境としての「世音」と智としての「観」に分けている。

「普門」の解釈については、通釈と別釈に分けている。通釈は、門の名を列す・門の相を示す・諸門の権実を明かす・普不普を明かす・四随に約す・観心を明かすの六義に分けている⁽²⁷⁾。別釈は十義を経歴して解釈することであり、上記のように十普が説かれている。これに十普の生起（次第順序）と十普を個別的に解釈する別釈がある。

第二の出体においては、靈智と法身とが合していることを体とすると述べている。

第三の明宗においては、感応を宗とすると述べ、感応について、六義（名を列す・相を釈す・同異を釈す・相對を明かす・普不普を明かす・観心を辯ず）を取りあげ、詳しい説明を『法華玄義』に譲っている。

第四の辯用においては、慈悲によって物（衆生）に

利益を与えることを用とすると述べている。

第五の教相においては、『法華経』の流通分であり、円教の相を流通し、醍醐味を流通すると述べている。

二 『観音義疏』について

『観音義疏』二巻は、すでに述べたように、『法華経』観音品の随文釈義の注釈書である⁽²⁸⁾。四明知礼の『観音義疏記』四巻がある。その後、明代に菩提庵聖行が『観音義疏』と『観音義疏記』の会本である『観音義疏記会本』四巻を刊行した⁽²⁹⁾。

(一) 『観音義疏』の科文

『観音義疏』巻上の冒頭には、『観音経』の科文が示されている。そこで、はじめに観音品の構成を説明したい。冒頭に、「そのとき、無尽意菩薩は座席から起ち上がって、右肩だけを肌脱ぎ、合掌し、仏に向かつて次のように申し上げた。『世尊よ、観世音菩薩は、どのような理由で、観世音と名づけるのですか』と」（爾時、無盡意菩薩即從座起、偏袒右肩、合掌向佛、

而作是言、世尊、觀世音菩薩、以何因緣名觀世音⁽³⁰⁾とあり、無尽意菩薩が觀音の名号の由来を質問する（これを第一問とする）。その後、釈尊の第一答において、觀音菩薩の名号の由来と名号受持の功德（火災などの七難を免れること、貪瞋癡の三毒から離れること、男児・女児を授かることの十二種の功德が説かれる）が示される。次に、「無尽意菩薩は、仏に申し上げた。『世尊よ、觀世音菩薩は、どのようにこの娑婆世界を自在に往来し、どのように衆生のために法を説くのですか。方便の力、その事柄はどのようなのですか』と」（「無盡意菩薩白佛言、世尊、觀世音菩薩、云何遊此娑婆世界。云何而爲衆生說法。方便之力、其事云何⁽³¹⁾」）とあるように、無尽意菩薩が觀音菩薩の救済活動の内容について質問する（これを第二問とする）。その後、釈尊の第二答において、觀音菩薩の現一切色身三昧に基づく三十三種の変化身が示される。次に、無尽意菩薩の觀世音菩薩への供養が説かれる。この後、現行の鳩摩羅什訳『妙法蓮華經』には偈頌が示されているが、これは、竺法護訳『正法華經』にも、もともとの『妙法蓮華經』にも

欠けていたものである。闍那崛多（五二三六〇五）が益州龍淵寺において五六九年頃訳出し、『添品妙法蓮華經』の訳出（六〇一年）以前に長行と合わせ、『添品妙法蓮華經』、現行の『妙法蓮華經』に挿入したものである。『觀音義疏』、『法華文句』の觀音品注には、この偈頌に対する注釈はない。ただし、四明知礼の『觀音義疏記』には、その注釈を含んでいる。最後に、「そのとき、持地菩薩はすぐに座から立ち上がって、進んで仏に申し上げた。『世尊よ、もし衆生がこの觀世音菩薩品の、自由自在な行為、あらゆる場所に「自分の姿を」示し現わす神通力を聞くならば、この人の功德は少なくないであろうことを知るはずである』と。仏がこの普門品をお説きになったとき、人々のなかの八万四千の衆生は、みな等しいものがないほど優れている最高の完全な覺りの心を生じた」（「爾時持地菩薩即從座起、前白佛言、世尊、若有衆生、聞是觀世音菩薩品自在之業、普門示現神通力者、當知是人功德不少。佛說是普門品時、衆中八萬四千衆生、皆發無等等阿耨多羅三藐三菩提心⁽³²⁾」）とあるように、持地菩薩が觀音品を聽聞

する衆生の功德の多いことを示した後に、実際に聴衆の利益が示される。

さて、科文について紹介しよう。第一に、ある人の説として、「ある人は、また三段を設けて「経」文を分けた。その意味は、最初の問い以下を序とし、仏の答え以下を正とし、持地以下を流通とする」(「有人亦作三段分文。謂初問去爲序、佛答去爲正、持地去爲流通」)⁽³³⁾と示している。上に述べたように、無尽意菩薩の質問は二つあるので、序と正がどの部分を指すのか、この科文の表現は曖昧である。おそらく、第一問を序とし、第一答、第二問、第二答をまとめて正としたのかもしれない。流通については、問題がないであろう。

第二に、ある人の説として、「またある「人」がいう。『經典編纂者の述べることを序とし、『無尽意が仏に申し上げる』以下を正とし、持地以下を流通とする』(「復有云、經家序者爲序、無盡意白佛去爲正、持地去爲流通」)⁽³⁴⁾と示している。これによれば、観音品冒頭の「爾時、無盡意菩薩即從座起、偏袒右肩、合掌向佛」⁽³⁵⁾という経家の叙述部分を序とし、第一問以下、第

一答、第二問、第二答までを含む部分を正としている。流通については第一説と同じである。

次に、「今師」、つまり天台智顛の説を、「今師は、あるときは、また三段とした。あるときは、三段の名を設けず、ただ三章に分けた。第一に無尽意が質問し、第二に仏が答え、第三に持地がたたえる。ある場合は、四章とする。三「章」は前と同じで、第四には「観音」品を聞いて利益を得る。ある場合は二段とする。前後の二つの問答のことである。多くの種類の分章は、人の心にしたがって用いるのである」(「今師有時亦作三段。有時不作三段名。但分爲三章。一無盡意問、二佛答、三持地歎。或爲四章。三如前、四者聞品得益。或作二段。謂前後兩問答也。多種分章隨人用意也」)⁽³⁶⁾と示している。序・正・流通の三段に分ける場合と、三段の名を使わず三章にする場合が示されているが、分け方のものは同じである。ただし、二つの問答があるので、第一章の無尽意の質問と第二章の仏の答えといっても、どの部分を指すかは、やはり曖昧である。第一章の無尽意の質問に第一問と第二問を含ませ、第二章

の仏の答えに第一答と第二答を含ませるといふ考えであるかもしれない。これは通常の科文とは異なる仕方である。四章に分ける場合は、三章にわけられる場合の第三章の「爾時持地菩薩即從座起、前白佛言、世尊、若有衆生、聞是觀世音菩薩品自在之業、普門示現神通力者、當知是人功德不少。佛說是普門品時、衆中八萬四千衆生、皆發無等等阿耨多羅三藐三菩提心」の部分を、「爾時持地菩薩即從座起、前白佛言、世尊、若有衆生、聞是觀世音菩薩品自在之業、普門示現神通力者、當知是人功德不少」と「佛說是普門品時、衆中八萬四千衆生、皆發無等等阿耨多羅三藐三菩提心」の二章に分けるのである。さらに、二段に分ける場合は、二つの問答を二段とするのであるが、この場合は、厳密には、觀音品全体の範圍を対象としていない。智顛の複数の科文が紹介されているが、どれを選ぶかは、人の心によると指摘している。

このような科文についての諸説を紹介した後に、『觀音義疏』は、実際には「もし問答によって分章するならば、二つの問答がある。初めの問答は、觀音樹

王の冥益などの意義を明らかにし、後の問答は普門珠王の顯益などの意義を明らかにする」(「若作問答分章則有兩問答。初問答明觀音樹王冥益等義、後問答明普門珠王顯益等義」)と述べている。この部分の科文を紹介する⁽³⁸⁾。 () の数字は、『大正新修大藏經』第三十四卷の頁・段・行を示すものである。() のない箇所は、前の頁・段・行と同じであることを示す。

1. 前問答 (921b7)

1.1. 問

1.1.1. 時節 (921b8)

1.1.2. 標人 (921b18)

1.1.3. 敬儀 (922a3)

1.1.3.1. 起 (922a4)

1.1.3.2. 袒 (922a10)

1.1.3.3. 合掌 (922a16)

1.1.4. 正問 (發問) (922a29)

1.1.4.1. 称歎 (922b7)

1.1.4.2. 標所問人 (922b8)

- 1.1.4.3. 正問 (922b9)
- 1.2. 答 (922b12)
- 1.2.1. 總答 (922b13)
- 1.2.1.1. 明機 (922b14)
- 1.2.1.1.1. 標人数 (922b15)
- 1.2.1.1.2. 遭苦 (922b25)
- 1.2.1.1.3. 聞名 (922c4)
- 1.2.1.1.4. 称号 (922c8)
- 1.2.1.1.4.1. 事
- 1.2.1.1.4.2. 理 (922c15)
- 1.2.1.2. 明忘 (922c18)
- 1.2.1.2.1. 明忘 (922c19)
- 1.2.1.2.2. 明解脫 (922c21)
- 1.2.2. 別答 (923a8)
- 1.2.2.1. 口機感忘 (923a9)
- 1.2.2.1.1. 明七難
- 1.2.2.1.1.1. 火難 (923b26)
- 1.2.2.1.1.1.1. 貼文 (923c1)
- 1.2.2.1.1.1.1.1. 持名
- 1.2.2.1.1.1.2. 遭苦 (923c12)
- 1.2.2.1.1.1.3. 忘
- 1.2.2.1.1.1.4. 結 (923c13)
- 1.2.2.1.1.2. 拳事証 (923c13)
- 1.2.2.1.1.3. 觀行解積 (923c24)
- 1.2.2.1.1.2. 水難 (924c10)
- 1.2.2.1.1.2.1. 貼文 (924c11)
- 1.2.2.1.1.2.2. 引証 (924c19)
- 1.2.2.1.1.2.3. 觀積 (924c29)
- 1.2.2.1.1.3. 羅刹難 (925b23)
- 1.2.2.1.1.3.1. 貼文 (925b25)
- 1.2.2.1.1.3.2. 約事
- 1.2.2.1.1.3.3. 觀積 (925c29)
- 1.2.2.1.1.4. 刀杖難 (926b5)
- 1.2.2.1.1.4.1. 貼文 (926b7)
- 1.2.2.1.1.4.2. 約事証 (926b13)
- 1.2.2.1.1.4.3. 觀積 (926b25)
- 1.2.2.1.1.5. 鬼難 (927a19)
- 1.2.2.1.1.5.1. 貼文 (927a20)

- 1.2.2.1.1.5.2. 約事証 (927a27)
1.2.2.1.1.5.3. 観解 (927a28)
1.2.2.1.1.6. 枷鎖難 (927c18)
1.2.2.1.1.6.1. 貼文 (927c19)
1.2.2.1.1.6.2. 約事証 (927c28)
1.2.2.1.1.6.3. 観釈 (927a3)
1.2.2.1.1.7. 怨族難 (928b11)
1.2.2.1.1.7.1. 貼文 (928b12)
1.2.2.1.1.7.1.1. 標難処 (928b14)
1.2.2.1.1.7.1.2. 標遭難人 (928b19)
1.2.2.1.1.7.1.3. 明有機 (928b26)
1.2.2.1.1.7.1.4. 明心 (928c4)
1.2.2.1.2. 結口機 (928c5)⁽⁹⁾
1.2.2.1.1.7.2. 約事証 (928c11)
1.2.2.1.1.7.3. 観釈 (928c22)
1.2.2.2. 意機感応 (929a10)
1.2.2.2.1. 貼文 (929a11)
1.2.2.2.2. 観解 (929b26)
1.2.2.3. 身機感応 (930a27)
1.2.2.3.1. 貼文 (930a29)
1.2.2.3.2. 引事証 (930b9)
1.2.2.3.3. 観解 (930b11)
1.2.3. 勸持 (931c23)
1.2.3.1. 勸持 (931c25)
1.2.3.2. 格量 (931c27)
1.2.3.2.1. 格量本 (931c28)
1.2.3.2.2. 問 (932a2)
1.2.3.2.3. 答
1.2.3.2.4. 正格量⁽⁹⁾
1.2.3.3. 結観 (932a25)
2. 後問答 (932a26)
2.1. 問 (932b2)
2.2. 答 (932b18)
2.2.1. 別答
2.2.2. 総答 (935a18)
2.2.3. 勸供養 (935a28)
2.2.3.1. 勸供養 (935b11)
2.2.3.1.1. 称美功德 (935b12)

22.3.1.2. 出供養意

22.3.2. 奉⁽⁴¹⁾ (935b15)

3. 歎聞品功德 (935c12)

(2) 『観音義疏』の注釈方法の特徴

『観音義疏』の注釈の特徴をいくつか指摘する。

1. 『観音経』に出る記述について、一般的な解釈を与えた後に、「約事証」、「引事証」、「挙事証」などと表現して、すでに紹介した『繫観世音心験記』をしばしば引用している。⁽⁴²⁾ これは、『観音経』に説かれる内容の真実性を、具体的な信仰体験の事実によって証明しようとする注釈の方法である。

2. 「観解」、「観釈」、「観行解釈」という項目を立てて、いわゆる『法華文句』の四種釈（因縁釈・約教釈・本迹釈・観心釈）のなかの観心釈に相当する内容を説いている。ただし、『法華文句』の観心釈は、円教の観心を主に説いている（即空・即仮・即中と表現されることが多い）が、『観音義疏』では、藏教・通教・別教・円教それぞれの観心を説いているので、『法華

文句』の約教釈と共通な側面を持っている。

3. 「有人云」、「有人解云」などの表現が十数カ所に現われ、「旧解」、「旧釈」などの表現が数箇所現われ、他の注釈家の解釈を引用している。『観音義疏』が吉蔵の影響を受けていることは前述した通りであるので、とくに吉蔵の解釈との比較研究が必要であるが、今後の課題としたい。

『観音義疏』の詳細な内容的な考察も、今後の課題とする。

三 『法華文句』の観音品注

『法華文句』の観音品注は、『法華経』二十八品のうちの一品の注釈である。⁽⁴³⁾ 『法華経』全体の一経三段においては、分別功德品格量偈以下が流通分となるので、観音品も流通分と規定される。二経六段においては、観音品は本門に含まれるので、本門の流通分と規定される。やや複雑なので、本門の流通分を图示する。図によれば、観音品は、付嘱流通・約化他勧流通・三昧乗乗と規定される。

1. 明弘経功德深勧流通

1.1. 明初品因功德勧流通——分別功德品格量偈以下・

随喜功德品

1.2. 明初品果功德勧流通——法師功德品

1.3. 引信毀罪福証勧流通——常不輕菩薩品

2. 付嘱流通

2.1. 嘱累流通

2.1.1. 明菩薩受命弘経——如来神力品

2.1.2. 明如来摩頂付嘱——嘱累品

2.2. 約化他勧流通

2.2.1. 苦行乘乘——薬王菩薩本事品

2.2.2. 三昧乘乘——妙音菩薩品・觀世音菩薩普門品

2.2.3. 総持乘乘——陀羅尼品

2.2.4. 誓願乘乘——妙莊嚴王本事品

2.3. 約自行勧流通——普賢菩薩歎發品

さて、観音品注の冒頭には、「観世音菩薩普門品」

の題名の解釈に、通の十双、別の五隻があるとす。

通の十双は、『観音玄義』の十双とまったく同じ内容

であるから、佐藤哲英氏の指摘のように、吉藏の影響

を受けたものである。この点については、平井俊榮氏は、

佐藤説を基礎としたうえで、次のように述べている。⁽⁴⁴⁾

『法華文句』の十双の名目のうち、『法華玄論』

『法華義疏』のいずれにも対応する名目を見出し

難いのは、第九の縁了だけである。そしてこの

『縁了』は、周知のように「観音玄義」巻下に、

料簡縁了とは、問う、縁了に既に性徳の義

有り、亦た性徳の悪有りや否や。答う、具す

(後略) (大正蔵三四・八八二下)

とあって、後世いわゆる天台特有の思想として取

りあげられる性悪説の典拠とみなされるもので

ある。したがって、この縁了の一双に関しては、

『玄論』『義疏』の名目のいずれにもその照合を見

出し難いところから、天台の側で、独自にこれを

挿入したものと考えられるが、残りの九つの名目

に関しては、『玄論』若しくは『義疏』のいずれ

かに対応一致していることは、この三者の間に密接な関連のある証拠である。……『文句』（『観音玄義』）が、この法門に関しては吉蔵の『法華玄論』や『法華義疏』からこれを借用し来ったものであることは明らかであろう。

別の五隻については、観・世・音・普・門の五項目について考察している。「普」については、『観音玄義』と同じ十普について説いているが、これも前述した通り、吉蔵の「三普」を踏まえて拡大したものと推定されている。ただし、七つも付加しているのであるから、それなりの創意工夫があると見ることでできよう。五隻の後には、『観音義疏』の内容をきわめて簡潔にまとめた随文釈義が示されている。

四 結び

中国天台の『観音經』（『法華經』）観世音菩薩普門品）の注釈書として、『観音玄義』、『観音義疏』、『法華文句』観音品注を取りあげた。佐藤哲英氏や平井俊

榮氏の推定する吉蔵説の影響の受容の問題、注釈書の設立の問題、それぞれの注釈書の構成、内容について簡潔に紹介した。詳細な研究は、今後の課題としたい。

注

(1) 『観音玄義』卷下、「今所傳者、即是一千五百三十言法華之一品。而別傳者、乃是雲摩羅識法師、亦號伊波勒菩薩、遊化葱嶺、來至河西。河西王沮渠蒙遜歸命正法。兼有疾患、以告法師。師云、觀世音與此土有緣。乃令誦念、患苦即除。因是別傳一品、流通部外也」（大正三四、八九二下—三一九）を参照。『出三藏記集』卷第四は、「光世音經一卷（出正法華經或云光世音普門品）」（大正五五、二二中一八）とも記し、竺法護訳『正法華經』から別行された『光世音經』の存在を示しているが、この別行が『観音經』の別行より早いかどうかは不明である。

(2) 『出三藏記集』卷第四、「觀世音經一卷（出新法華）」（大正五五、二二中一九）を参照。

(3) 道端良秀「中国仏教と法華經の信仰」（横超慧日編『法華思想』五〇六—五二三、平樂寺書店、一九七五年）、聖嚴「中国仏教以『法華經』為基礎的修行方法」（『中華仏学字報』第七期、一九九四年）、聖凱「論中国早期以《法華經》為中心的信仰形態（上）」（『法音』總第二一五期、二〇〇二年第八期）、同「（下）」（『法

音』(総第二一六期、二〇〇二年第九期)などを参照。

(4) 牧田諦亮『六朝古逸觀世音心驗記の研究』(平楽寺書店、一九七〇年)によって翻刻・注釈・研究が公開された。また、観音信仰、観音心驗記、『觀世音三昧經』などについては、拙稿『法華經』の中国的展開』(『シリーズ 大乘仏教5・智慧/世界/ことば』所収、春秋社、二〇一三年、三〇五―三二九頁)を参照。

(5) 『仏書解説大辞典』第二巻「観音玄義記條箇」(一二九頁)を参照。なお、筆者による『観音玄義』の訳注研究については、『新国訳大藏經・中国篇・法華玄義Ⅲ』(大藏出版、二〇一八年八月)に収められている。

(6) 佐藤哲英『天台大師の研究』(百華苑、一九六一年)四八―四八九頁を参照。

(7) 佐藤哲英、前掲同書、四七五―四九六頁を参照。

(8) 佐藤哲英、前掲同書、四九五頁を参照。

(9) 同上。

(10) 同上。

(11) 同上。

(12) 同上。

(13) 同上。

(14) 佐藤哲英、前掲同書、四九六頁を参照。

(15) 佐藤哲英、前掲同書、四八三―四八四頁を参照。

(16) 大正三四、八七七―八七五頁を参照。

(17) 同前、四四七―四七二頁を参照。なお、吉藏『勝鬘宝窟』巻第一には、「次明正釋名門者、今就一題、作

五雙十義釋之。言五雙十義、初人法一雙。題勝鬘、謂能說之人也。師子吼已下、明所說之法。謂人法一雙。師子吼者、譬也。一乘大方便方廣、者法也。謂法譬一雙。一乘者、謂體實也。大方便者、謂權用也。謂體用一雙。從勝鬘師子吼至一乘大乘大方便、謂一經之別名也。方廣者、謂大乘經之通稱也。謂通別一雙。從勝鬘至方廣、謂所詮之理也。經者、能詮之教。謂理故(教の誤りか)一雙、蓋是不二而二、故開五雙。若二而不二、則十義無別」(大正三七、二上二二―中五)とあり、『勝鬘經』の経題を、五双十義によって解釈している。

(18) 同前、六三三―六三二―六二四上二九を参照。

(19) 安藤俊雄『天台学』根本思想とその展開』(平楽寺書店、一九六八年)「如来性悪思想の創説者」三八七―四一八頁を参照。

(20) 平井俊榮『法華文句の成立に関する研究』(春秋社、一九八五年)五一―六一―五一八頁を参照。この問題については、さらに小野嶋祥雄『天台維摩疏』智顛親撰説への疑義——吉藏撰述書との比較を通して——』(『仏教文化研究所紀要』9、二〇〇九年三月)を参照。

(21) 佐藤哲英、前掲同書、四八五頁を参照。

(22) 大正三四、八八八―八八五―八八二頁を参照。

(23) 同前、六二四下二四―二七を参照。

(24) 同前、四四七中二三―二四を参照。

(25) 『仏書解説大辞典』第二巻「観音玄義」(一二七―一二八頁)を参照。

- (26) 後注(44)を参照。
- (27) 四隨に約す・觀心を明かすについては、『法華玄義』に説明を譲っている。
- (28) 塩入法道氏による、『觀音義疏』の冒頭から大正三四、九一三下二三までの訳注研究がある。「天台智顛說『觀音義疏』訳注(1)」(『大正大学研究紀要』人間学部・文学部九〇、二〇〇五年、一二四頁)、「天台智顛說『觀音義疏』訳注(2)」(『大正大学研究紀要』人間学部・文学部九一、二〇〇六年、四五―六七頁)を参照。
- (29) 『仏書解説大辞典』第二卷「觀音玄義記條箇」(一二九頁)を参照。前注(5)を参照。
- (30) 大正九、五六下三三五を参照。
- (31) 同前、五七上二〇―二二を参照。
- (32) 同前、五八中三一七を参照。
- (33) 大正三四、九二―上二四―二五を参照。
- (34) 同前、九二―上二五―中一を参照。
- (35) 大正九、五六下三三四を参照。
- (36) 大正三四、九二―中一―一五を参照。
- (37) 同前、九二―中五―一七を参照。
- (38) 実際には、『觀音義疏』は、前問答、後問答の後に、歡聞品功德を加えた科文を示している。塩入法道「天台智顛說『觀音義疏』訳注(1)」(前掲、四頁)を参照。なお、知礼の『觀音義疏記』には詳細な科文が示されているが、今は、『觀音義疏』の本文に基づき、
- (39) 筆者の推定も加えて、簡略な科文を示す。
この科文は、本来は、この位置ではなく、[1.22.1.17.3. 觀釈(928c.22)]の後に位置するべきものがある。
- (40) この「正格量」のなかに、「又約觀解者……」(932a.22)と出るが、科文表には入れない。
- (41) この「奉旨」の後に、「若就觀解者……」(935b.21)と出るが、科文表には入れない。
- (42) 『觀音義疏』卷上、「次約事證者、晉世謝敷作觀世音應驗傳、齊陸杲又續之。其傳云、竺長舒晉元康年中於洛陽爲延火所及。草屋下風豈有免理。一心稱名風迴火轉、隣舍而滅。鄉里淺見謂爲自爾。因風燥日、擲火燒之、三擲三滅。即叩頭懺謝」(大正三四、九二下二三―一八)を参照。
- (43) 筆者による『法華文句』の訳注研究については、『法華文句』(I)～(IV)(第三文明選書4～7、二〇一六年～二〇一七年、第三文明社。初出は、二〇〇七年～二〇一一年)を参照。
- (44) 平井俊榮『法華文句の成立に関する研究』(前掲同書)五一―六頁を参照。

(かんのひろし) / 東洋哲学研究所副所長、
創価大学文学部教授